



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➔ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



●各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ
PGF生命コールセンター 通話料無料 **0120-56-2269**
コール ジブ ロック
 <受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

●保険金等のご請求に関するお問い合わせ
保険金請求専用ダイヤル 通話料無料 **0120-56-4861**
コール オシハラ
 <受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)



PGF生命ホームページ <https://www.pgf-life.co.jp>

- この保険で適用される最新の諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➔ 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「終身保険Neo」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「終身保険Neo」はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「終身保険Neo」の引受保険会社であるPGF生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

➔ 保険販売資格をもつ募集人について

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に関し、確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2023年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会は)
 募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]
0120-860-777

月~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)
<https://www.bk.mufig.jp>

2023年4月現在(No.05405)

(ご契約後のご照会は)
 引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
 本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

終身保険Neo

基本タイプ

介護タイプ

終身保険/無配当

想いをこめて
 そなえる。
 家族、そして
 自分のために。



重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

募集代理店

引受保険会社




MUFG 三菱UFJ銀行

PGF生命
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

この保険の引受保険会社はPGF生命です。株式会社三菱UFJ銀行は、PGF生命の募集代理店です。

商品の特徴

この商品は、万が一や介護にそなえながら資産を運用することができます。

-  **そなえる** ... ご契約の直後から
払込保険料を**上回る保障**を確保できます。
-  **ふやす** ... 経過期間に応じて、
解約返戻金がふえ続けます。
-  **のこす** ... **万一の保障**は生涯にわたって継続し、
資産としてのこすことができます。

商品タイプは2つからお選びいただけます。

基本タイプ

死亡(高度障害)保障を
生涯にわたって確保できます。

相続対策やご家族のために。また、ふえた
お金をご自身でつかうこともできます。

イメージ図



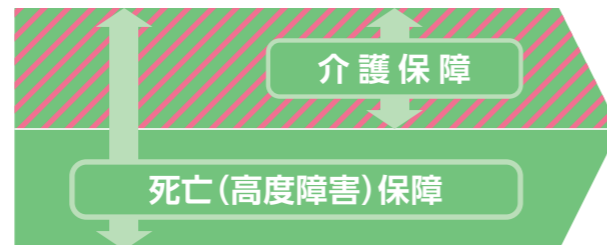
➡ [しくみは3・4ページ](#)をお読みください。

介護タイプ

死亡(高度障害)保障と同時に、
介護にもそなえることができます。

公的介護保険制度の要介護2からの
介護にそなえることができます。

イメージ図



➡ [しくみは5・6ページ](#)をお読みください。

この商品は円建ての終身保険です。



円建ての特徴①

為替リスクのない安心

為替リスクがないため、将来、円で受け取る金額が契約時点で明確です。
外貨にはない安心感があります。

円建ての特徴②

そのまま使える便利な自国の通貨

受け取るお金の使い道が「国内」なら為替リスクや換算時の手数料がない
円での運用は便利です。

基本タイプ のしくみ

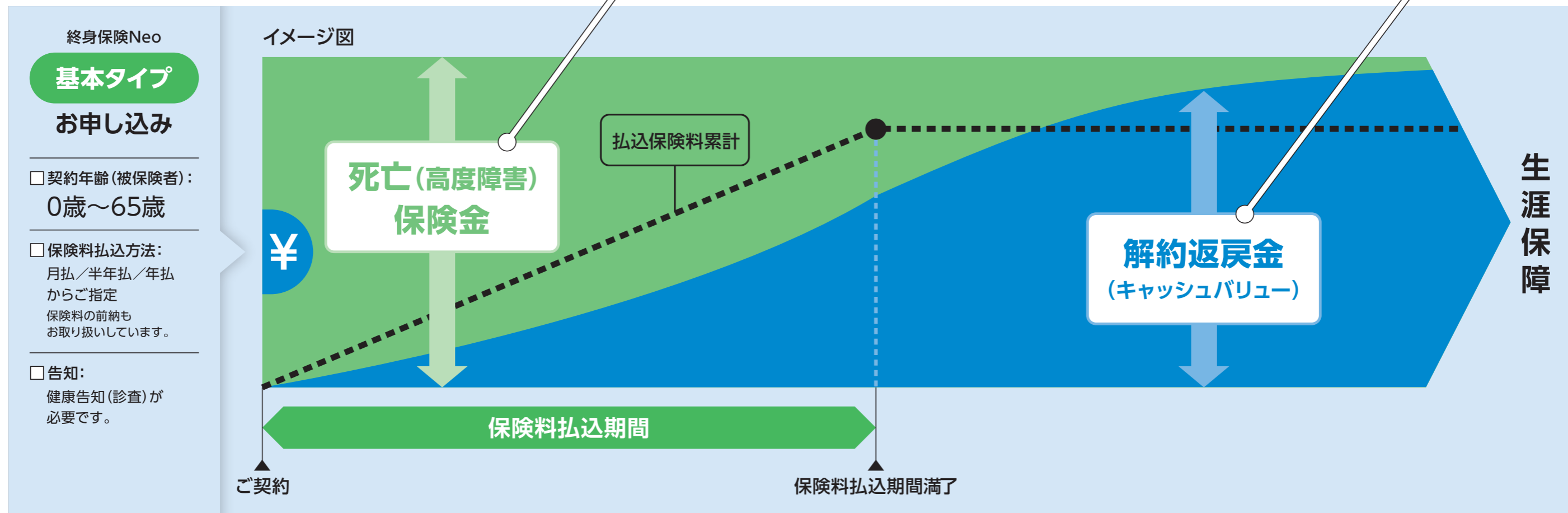
生涯にわたる死亡(高度障害)保障の確保と、資産形成ができます。

そなえる のこす

死亡(高度障害)保険金は、ご契約当初の金額が**一生涯継続**します。

ふやす

解約返戻金額は、経過期間に応じて**増加**します。
(将来の解約返戻金額はご契約時点に確定します)



※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。

保険料のお払い込み

保険料の払込方法は、月払/半年払/年払から選択できます。
ご契約当初、払込保険料累計額が少なくても保障は変わりません。

⇒7・8ページもお読みください。

保険金等のお受け取り

保険金・解約返戻金等は、一括受取・年金受取などを選択できます。

⇒11・12ページもお読みください。

介護タイプ のしくみ

死亡(高度障害)保障と同時に、公的介護保険制度の要介護2からの介護保障を生涯にわたって確保できます。

そなえる のこす

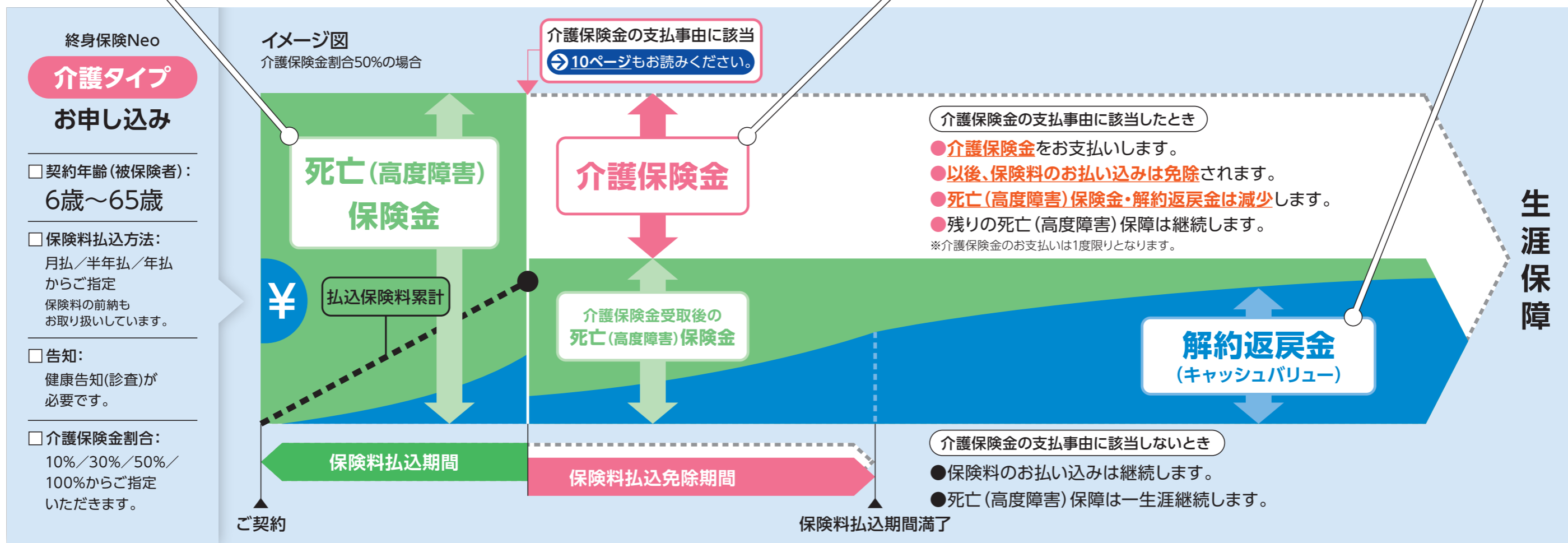
死亡(高度障害)保険金は、ご契約当初の金額が**一生涯継続**します。

そなえる

介護保険金で**要介護2からの介護**にそなえます。

ふやす

解約返戻金額は、経過期間に応じて**増加**します。



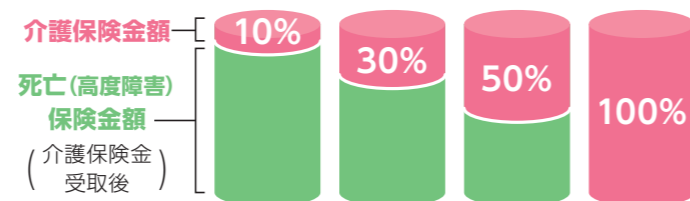
※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。

介護保険金割合のご指定

介護保険金額は、死亡(高度障害)保険金額に、**ご契約時にご指定**いただいた介護保険金割合を乗じた額になります。

※契約後に介護保険金割合を変更することはできません。
※介護保険金額の上限は1億円となります。
※介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払いと同時に契約が消滅します。

ご指定いただける介護保険金割合は4種類
ご契約時の死亡(高度障害)保険金額を100%とした場合



保険料のお払い込み

保険料の払込方法は、月払/半年払/年払から選択できます。
ご契約当初、払込保険料累計額が少なくても保障は変わりません。

⇒7・8ページもお読みください。

保険金等のお受け取り

保険金・解約返戻金等は、一括受取・年金受取などを選択できます。

⇒11・12ページもお読みください。

保険料のお払い込み

払込方法について

保険料の払込方法は、**月払**／**半年払**／**年払**から選択できます。
お払い込みをまとめることで、保険料は割り引かれます。



高額割引制度について

死亡保険金額が**500万円以上**のとき、保険料は割り引かれます。

保険料の払込免除について

以下のとき、以後の**保険料のお払い込みが免除**されます。

所定の身体障害状態	PGF生命所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき
所定の要介護状態 ➔ 10ページもお読みください。	介護保険金を受け取られたとき

お払い込みが免除された後も**保障が生涯継続**します。
また、保険料のお払い込みが続いているものとして、**解約返戻金はふえ続けます**。

保険料の前納・全期前納について

将来の保険料の**全部または一部をまとめて払い込むことができます**。

状況にあわせてご利用いただけます。

- **まとまった資金を活用したい**
- **余裕があるときに払い込んでおきたい など**

- 前納される時、PGF生命所定の利率で**保険料を割り引き**いたします（前納割引）。
- 前納保険料はPGF生命が所定の利率で積み立て、毎回の契約応当日ごとに保険料として充当します。毎年の充当分が前納期間中の**生命保険料控除の対象**となります。
- 前納期間中、解約返戻金や保険金等をお支払いする場合や保険料のお払い込みが免除となった場合、前納保険料の残額を払い戻します。
※上記以外の理由で前納保険料の払い戻しはお取り扱いできません。
- **ご契約時に、すべての保険料を前納いただくこともできます（全期前納）。**
※全期前納のお取り扱いは、保険料払込方法が年払でのご契約に限ります。

➔ **くわしくは契約概要21ページ「主な保障内容」、27～28ページ「ご契約の諸条件」をお読みください。**

保険金をお支払いするとき

死亡保険金の支払事由

被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いします。

高度障害保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①～⑦の状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

- ① 両眼の視力を全く永久に失った
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

▶上記支払事由の補足事項

眼の障害 (視力障害)	(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失った」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
言語またはそしゃくの障害	(1) 「言語の機能を全く永久に失った」とは、つぎの3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失った」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
常に介護を要するもの	「常に介護を要する」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
上・下肢の障害	「上・下肢の用を全く永久に失った」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

介護保険金の支払事由

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①もしくは②に該当したとき、介護保険金をお支払いします。

- ① 公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき
- ② 満65歳未満の被保険者が、下記のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

▶PGF生命所定の要介護状態 次の1～4のいずれかに該当する状態をいいます。

1	器質性認知症*と診断確定され、意識障害*のない状態において見当識障害*があり、他人の介護を要する *器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。							
2	下表にて少なくとも右記のように該当する <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">A B a b</td> <td style="border: none;">+</td> <td style="border: none;">C D E F</td> <td style="border: none;">のうち いずれか 1つ★</td> <td style="border: none;">+</td> <td style="border: none;">c d e f</td> <td style="border: none;">のうち いずれか 1つ★</td> </tr> </table>	A B a b	+	C D E F	のうち いずれか 1つ★	+	c d e f	のうち いずれか 1つ★
A B a b	+	C D E F	のうち いずれか 1つ★	+	c d e f	のうち いずれか 1つ★		
3	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">A B a b</td> <td style="border: none;">+</td> <td style="border: none;">C D E F</td> <td style="border: none;">のうち いずれか 2つ</td> </tr> </table> ★下記のような同一項目の組み合わせは除きます。 Cとc, Dとd, Eとe, Fとf	A B a b	+	C D E F	のうち いずれか 2つ			
A B a b	+	C D E F	のうち いずれか 2つ					
4	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">A B a b</td> <td style="border: none;">+</td> <td style="border: none;">c d e f</td> <td style="border: none;">のうち いずれか 3つ</td> </tr> </table>	A B a b	+	c d e f	のうち いずれか 3つ			
A B a b	+	c d e f	のうち いずれか 3つ					

		全部介助の状態	一部介助の状態
歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	A つぎのいずれかの状態 • 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 • 必ず車椅子を使用している。 • 寝たきり状態。	a つぎのいずれかの状態 • 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 • 誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B • 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b • ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	C つぎのいずれかの状態 • 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 • 洗身をすべて介助者が行っている。	c つぎのいずれかの状態 • 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 • 体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	D つぎのいずれかの状態 • 常時オムツに依存している。 • 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d • 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E • 介助がなければ1人でまったくできない。	e • 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F • 介助がなければ1人でまったくできない。	f • 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険金等のお受け取り

受取人について

死亡保険金の受取人は契約者があらかじめ指定することができます。

保険金等	受取人
死亡保険金	死亡保険金受取人 (原則、2親等内の親族で複数人を指定できます)
高度障害保険金／介護保険金	被保険者
解約返戻金	契約者

受取方法について

保険金・解約返戻金等は、受取方法を選択することができます。

すぐに受け取らず据置して、一定利率で運用することもできます。

受取方法	内容
一括受取	たとえば、納税資金や介護施設の入居費用などに活用できます。
年金受取	生活費のゆとり分や公的介護サービスの自己負担分など、毎月かかる費用などに充てられます。
一括受取 + 年金受取	一括受取分を自宅のリフォーム費用に、年金受取分を在宅介護サービス費用に、といった活用ができます。

選べる年金種類

●たとえば
決まった期間または
決まった金額を
受け取りたい方に

確定年金

受取期間または受取金額を指定して受け取ることができます。

●たとえば
夫婦のどちらかが
ご存命の間はずっと
受け取りたい方に

保証期間付夫婦連生終身年金

ご夫婦のどちらかがご存命の間、年金を受け取り続けることができます。

Point 1回あたりの受取金額は確定年金よりも少なくなりますが、長生きすると確定年金の受取総額を上回ることがあります。

●たとえば
継続する介護費用を
補う資金として
受け取りたい方に

介護終身年金

ご存命の間、介護年金を受け取り続けることができます。

このページで紹介の年金種類は一例です。付加する特約やお取り扱い、その他の年金種類について、くわしくは契約概要21～26ページ「付加できる主な特約」をお読みください。

お金が必要なとき、お払い込みが困難なとき

一時的に貸付を受けることができます

契約者貸付	解約返戻金額の90%まで、契約者貸付を利用することができます。
保険料の自動振替貸付	保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎたとき、PGF生命が 保険料を自動的に立て替え します。 ※自動振替貸付をご希望にならない場合には、PGF生命コールセンター(0120-56-2269)までお申し出ください。



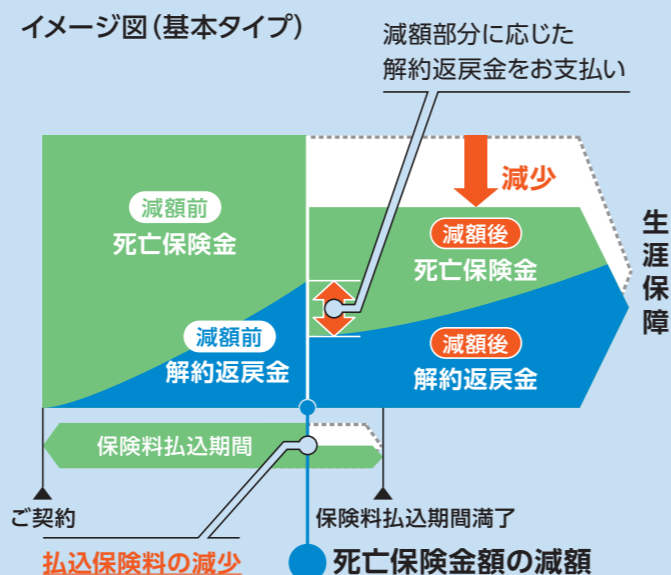
- 貸付金や立て替えた保険料には、PGF生命所定の利息(複利)がかかります。
- 契約者貸付と自動振替貸付の元利金解約返戻金額を超えた場合、ご契約は**失効**します。

部分的な解約ができます

●死亡保険金額の減額(一部解約)

解約返戻金の一部をお支払いします。また、保険料払込期間中であれば、**払込保険料を少なくすることができます。**

保険期間	変更なし
保険金額	減少します



※減額後の死亡保険金額が200万円以上となる必要があります。
※10万円単位でお取り扱いします。
(介護保険金のお支払い後は1万円単位)

保険料のお払い込みを止めることができます

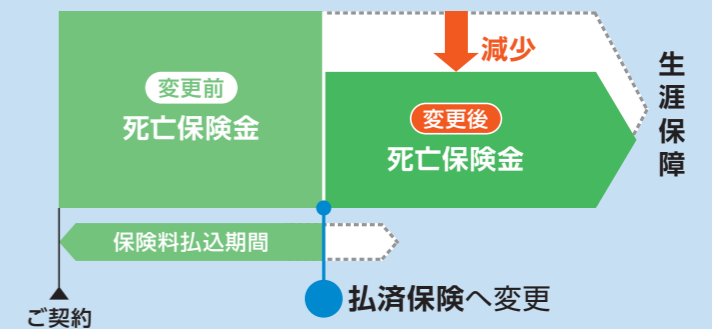
保障期間を**変えたくない**方は…

●払済保険

保険料の払い込みを中止し、そのときの解約返戻金をもとに保険料払込済の終身保険に変更します。

保険期間	変更なし
保険金額	減少します

イメージ図(基本タイプ)



※保険料の前納期間中は、変更できません。
※介護保険金の受取後は、変更できません。
※変更後の死亡保険金額が10万円以上となる必要があります。

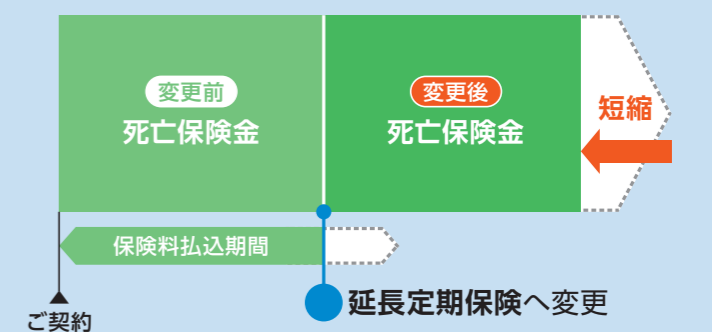
保障を**減らしたくない**方は…

●延長定期保険

保険料の払い込みを中止し、そのときの解約返戻金をもとに保険料払込済の延長定期保険に変更します。

保険期間	短縮します ※終身保障はなくなります。
保険金額	変更なし

イメージ図(基本タイプ)



※保険料の前納期間中は、変更できません。
※**介護タイプでは変更できません。**
※変更後の保険期間が1年以上となる必要があります。



- 払済保険・延長定期保険へ変更した場合、災害死亡給付特約・保険料払込免除特約I型は消滅します。
- 払済保険・延長定期保険へ変更した場合でも、**変更した日からその日を含めて3年以内**であれば、PGF生命の承諾を得て原保険契約へ復旧することができます。

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度

介護保険金や高度障害保険金等は被保険者が受取人となります。受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であると判断されるようなとき等、**指定代理請求人が被保険者に代わって請求**することができます(代理請求)。

➔ 指定代理請求人の指定範囲について、くわしくは契約概要21~22ページをお読みください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方(契約者や受取人等)が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*等がご本人に代わって手続き**することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約(減額)

- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払い**します。

- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

登録されたご家族であれば、「**ご契約内容のお問い合わせ**」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。

※ただし、各種請求のお手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただく必要があります。
※未成年の方を登録ご家族にご指定することはできません。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

<受付時間> 平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)



ホームページでもご紹介しています

<https://www.pgf-life.co.jp/company/voice/family.html>

PGFご家族登録サービス 検索



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。



ご契約内容や
解約返戻金のご確認



住所、受取人変更や
ご家族登録サービスの
各種お手続き



生命保険料控除証明書や
保険証券等の再発行



ご契約内容のお知らせ等の
各種通知や保険証券を
Web上でご確認



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。
くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

PGF生命の付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族(配偶者・2親等内)がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン (提供:株式会社保健同人フロンティア)

■電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談内容

- 介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等)
- 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 専門医による電話相談

■マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス (提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
 - 「まもるっく」(事務手数料無料)
 - 「ホームセキュリティBasic」/「HOME ALSOK Premium」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
- *警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 ※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 ※記載の内容は、2022年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 ※付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各種手続きの際に提示(送付)が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

お申し込みから1~2週間後に交付します。

※保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載します。この場合、保険証券の代わりに通知ハガキを郵送します。

保険期間中



●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろに郵送します。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。



●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

保険料払込期間中、毎年10月ごろに郵送します。

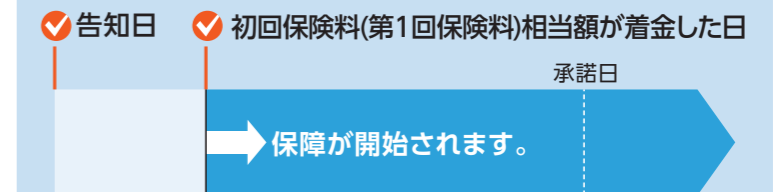
※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、「マイナポータル」と連携いただけます。

よくあるご質問

Q 保障はいつからはじまりますか?

A 責任開始期です。

責任開始期とは、告知ならびに初回保険料(第1回保険料)相当額のお払い込み(PGF生命への着金)がともに完了したときです。



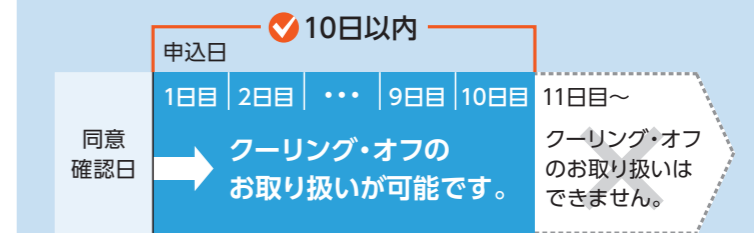
くわしくは31ページ「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

Q クーリング・オフはできますか?

A できます。

クーリング・オフ制度の対象となりますので、10日以内であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

※郵送の場合、消印を基準とします。

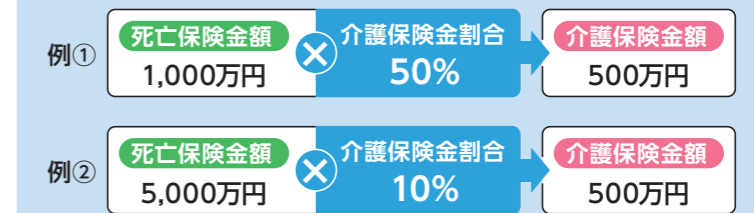


くわしくは29~30ページ「お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

Q 契約後に介護保険金割合を変更することはできますか?

A できません。

介護保険金割合の指定はご契約時のみ可能です。なお、死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた額が介護保険金額になります。

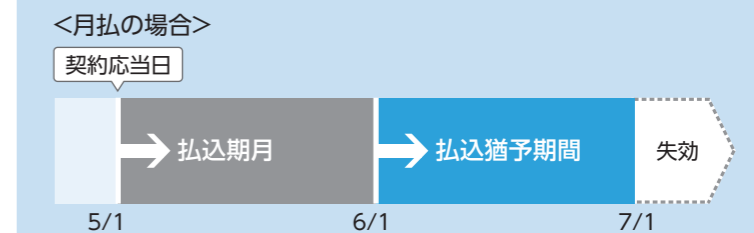


Q 保険料の払い込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか?

A いいえ。

保険料の払込猶予期間がありますので、その期間内にお払い込みいただければご契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。



払込猶予期間内にお払い込みいただけない場合、ご契約は失効します。ただし、失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

くわしくは32ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

契約概要



ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいいただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 保険の特徴としくみ

■保険名称: 終身保険

■保険の目的

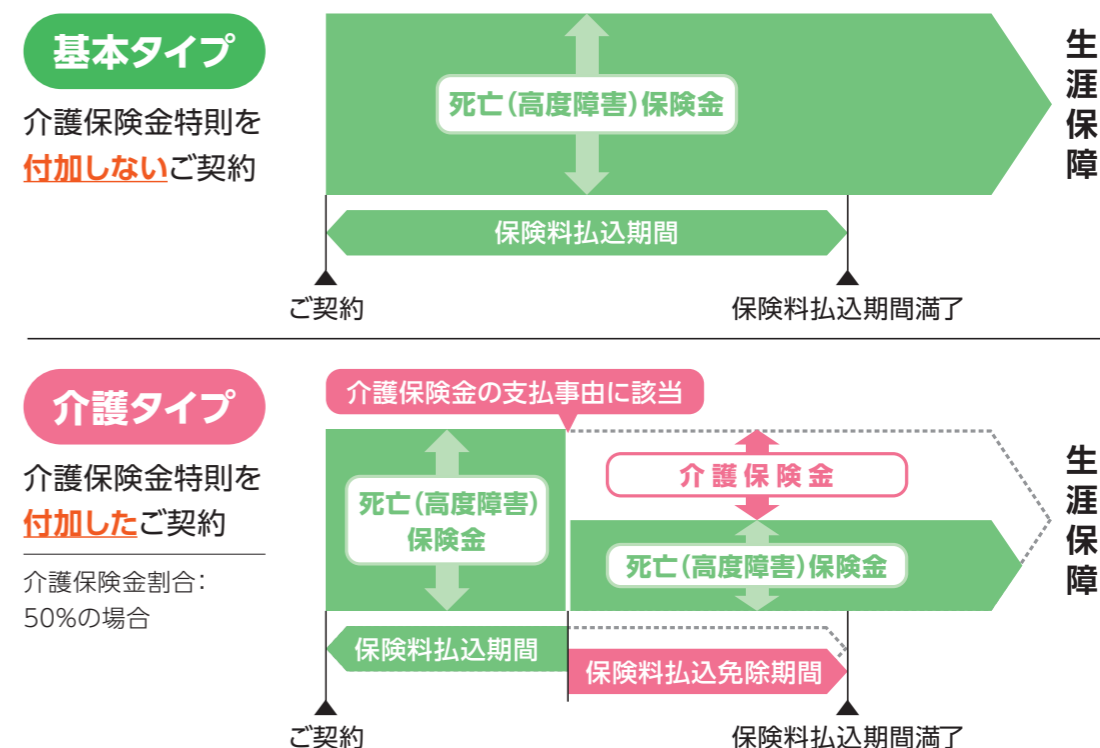
この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 一生涯にわたる死亡保障、高度障害保障を確保したい。
- 要介護2からの介護にそなえたい(介護タイプのみ)。
- 円建ての保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

■特徴

- 円建ての終身保険です。
- 万一の保障が一生涯にわたり続きます。
- 介護保険金特則を付加することができます(介護タイプ)。

■しくみ(イメージ図)



■介護タイプ(介護保険金特則を付加したご契約)について

- ご契約時に介護保険金割合をご指定いただきます。
- PGF生命所定の介護保険金の支払事由に該当したとき、死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた金額を介護保険金としてお支払いします。また、以後の保険料のお払い込みを免除します(免除後も引き続き、以後の保険料のお払い込みが継続しているものとしてお取り扱いします)。
- 死亡保険金額の残額を以後の死亡保障・高度障害保障として、一生涯にわたり続きます。
- この冊子では、介護保険金特則を付加しないご契約を「基本タイプ」、付加したご契約を「介護タイプ」としてご説明しています。

※基本タイプと介護タイプでは保険料が異なります。また、介護保険金割合によっても保険料は異なります。
 ※ご契約後にタイプの変更(介護保険金特則の付加・解約)はできません。また、ご契約後に介護保険金割合を変更することはできません。

選択できる介護保険金割合	お支払いする介護保険金額	お支払い後の死亡保険金額
10%	死亡保険金額×10%	死亡保険金額×90%
30%	死亡保険金額×30%	死亡保険金額×70%
50%	死亡保険金額×50%	死亡保険金額×50%
100%	死亡保険金額と同額	ご契約は消滅します

2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡保険金 基本タイプ 介護タイプ	死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 基本タイプ 介護タイプ	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者
介護保険金 介護タイプ	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の要介護状態になられたとき	死亡保険金額 × 介護保険金割合	被保険者

※死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金(介護保険金割合100%の場合)をお支払いした後、ご契約は消滅します(各保険金は重複してお支払いできません)。

■被保険者が次のいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払い込みを免除します。

- 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき
- 介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金がお支払されたとき

保険料のお払い込みを免除したとき、免除後も引き続き、以後の保険料のお払い込みが継続しているものとしてお取り扱いします。

3 付加できる主な特約

指定代理請求特約

基本タイプ 介護タイプ

- 指定代理請求制度をご利用いただけます。
- 被保険者と受取人が同一人のとき、保険金を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 被保険者と契約者が同一人のとき、保険料の払込免除を請求できない所定の事情が被保険者にあるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。

- 指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- 一契約あたり、1人を指定できます。

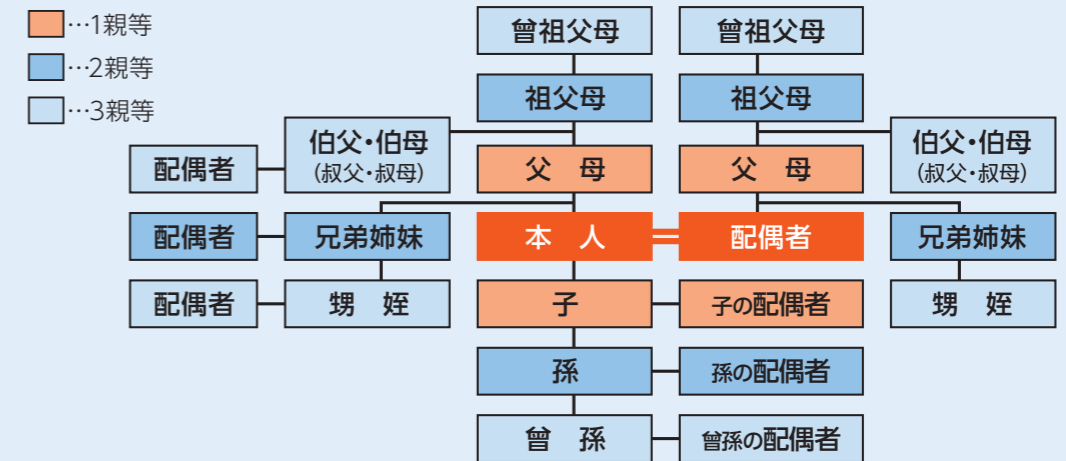
・指定代理請求人は被保険者の同意のもと下記の範囲内から、**契約者が1人指定**します。
① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の3親等内の親族

・PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者 ④ 被保険者の財産管理を行っている者
- ⑤ 死亡保険金受取人 ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※証明のため所定の書類が必要になることがあります。

親等図



保険金等の支払方法の選択に関する特約

基本タイプ 介護タイプ

- 保険金や解約返戻金等の支払方法を変更することができます。

※特約の対象が解約返戻金の場合、契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。

- 支払方法を年金に変更することができます。

【年金の種類】

確定年金(年金支払期間指定型)	年金支払期間: 5~70年(5年単位)
確定年金(年金額指定型)	年金支払期間: 指定年金額により定まる期間(5年以上1年単位)
保証期間付終身年金	保証期間: 5~20年(5年単位)
保証期間付夫婦連生終身年金	保証期間: 5~20年(5年単位)

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額(確定年金(年金額指定型)の場合は年金受取期間)を計算します。

- 最長で10年間、保険金等の支払いを据え置くことができます。

※PGF生命所定の利息をつけて据え置きます。PGF生命所定の利息は、金利情勢等により据置期間中に変更することがあります。

介護前払特約

基本タイプ 介護タイプ

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当しているとき、死亡保険金の一部を介護前払金としてお支払いします。

【ご請求の条件】

- 以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- ①保険料払込期間が満了していること
- ②被保険者の年齢が満65歳以上であること
- ③介護タイプの場合、介護保険金をお支払いし、ご契約当初の保険料払込期間が満了していること

※介護タイプ(介護保険金割合100%の場合)では、この特約を付加できません。

【この特約の注意点】

- 介護前払金をお支払いするとき、「前払いにかかる利息等*」がかかります。前払いにかかる利息等は介護前払金とあわせて死亡保険金額から差し引きます。
- 「指定保険金額(ご請求いただいた金額)」または「前払対象保険金額(指定保険金額と前払いにかかる利息等の合計)を減額した場合に支払われる解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。

*被保険者の年齢やご契約時の予定利率等を用いて、所定の計算方法により算出します。

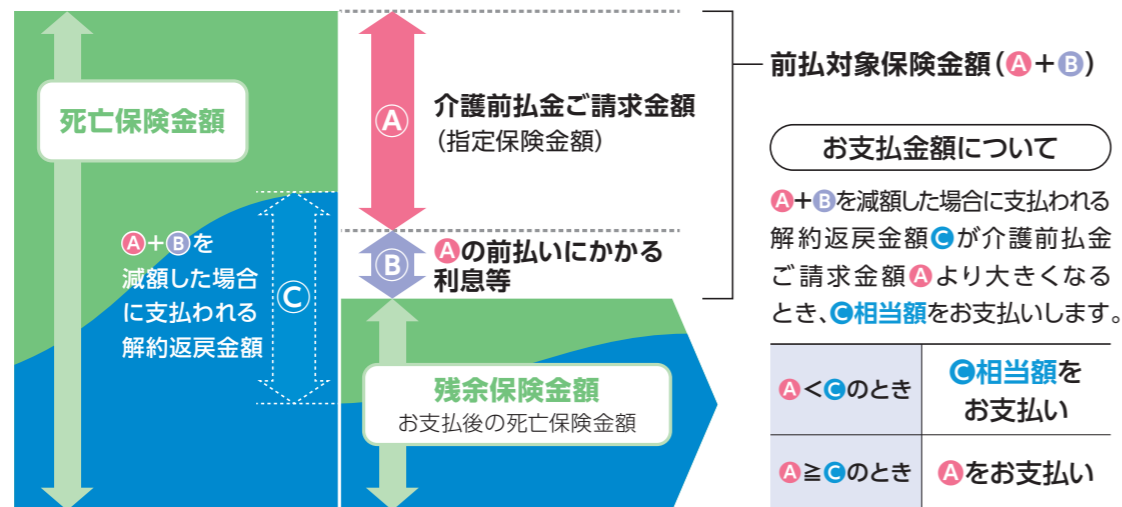
※介護前払金をお支払いした後の死亡保険金額(残余保険金額)と介護前払金額の合計は、当初の死亡保険金額に比べて少なくなります。

【お支払いの限度】

- 1年あたり1度までご請求できます。
- 以下の範囲内でお支払いすることができます。

- ①10万円から前払対象保険金額が3,000万円を限度とした範囲
- ②お支払い後の死亡保険金額が10万円以上

イメージ図



※「ご契約のしおり・約款」の「介護年金」を「介護前払金」と読み替えて記載しています。

介護保険年金支払特約

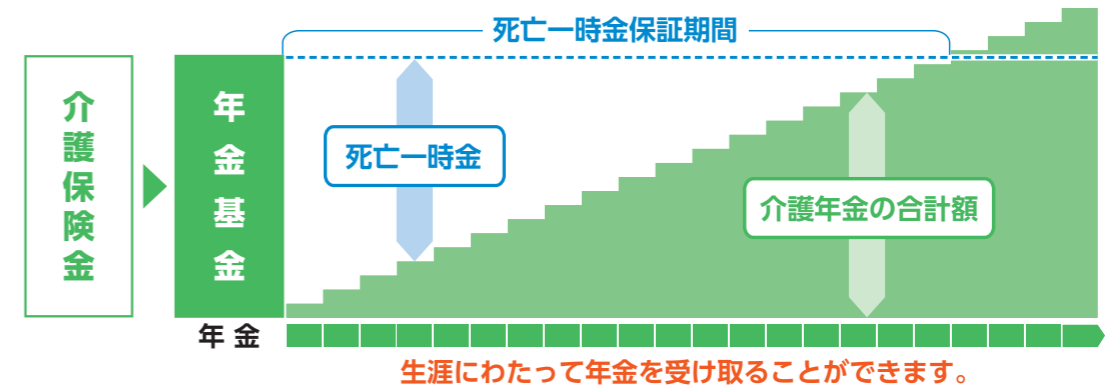
介護タイプ

- 介護保険金の支払方法を年金に変更することができます。
- 介護保険金の全部または一部を年金基金に充当し、介護年金として受け取れます。

【年金の種類】

介護終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が生存されている限り、一生涯にわたり介護年金をお支払いします。 ●死亡一時金保証期間*中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金基金に充当した額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。 <p>*死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。</p>
--------	--

イメージ図



※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額を計算します。

参考 介護前払特約と介護保険金特則の主な違い

	介護前払特約	介護保険金特則
給付	介護前払金	介護保険金
支払金額	「指定保険金額」または「前払対象保険金額を減額した場合の解約返戻金額」のいずれか大きい金額	死亡保険金額 × 介護保険金割合
受取人	被保険者	被保険者
支払事由	以下のすべてに該当 ①要介護4または要介護5 ②被保険者の年齢が満65歳以上 ③保険料払込期間満了後	以下のいずれかに該当 ①要介護2以上 ②所定の要介護状態に該当し180日以上継続(満65歳未満)
支払後の保険金額	死亡保険金額 - 前払対象保険金額	死亡保険金額 - 介護保険金額
請求回数	年1回を限度に複数回	保険期間中1回に限る

リビング・ニース特約

基本タイプ 介護タイプ

- 被保険者が余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

※お支払いの際、指定保険金額(ご請求いただいた金額)から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引きます(お支払いする金額は指定保険金額より少なくなります)。

【お支払いの限度】

- この特約による保険金のお支払いは1回に限ります。
- 3,000万円*を限度とした範囲内で、お支払いします。

*他の保険契約がある場合、他のご契約と通算します。

保険料払込免除特約I型

基本タイプ 費用がかかります

- 被保険者が次の三大疾病に罹患したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。また、既払込保険料相当額をお支払いします。

三大疾病	免除事由
がん (悪性新生物)	<p>特約の責任開始期からその日を含めて90日目(日の翌日)以後、特約の保険期間中に、初めて下記の「がん(悪性新生物)」に罹患したと医師によって診断確定されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●口腔および咽頭の悪性新生物 ●消化器および腹膜の悪性新生物 ●呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ●骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物のうち、 <ol style="list-style-type: none"> (1)骨および関節軟骨の悪性新生物 (2)結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物 (3)皮膚の悪性黒色腫 (4)女性乳房の悪性新生物 (5)男性乳房の悪性新生物 ●泌尿生殖器の悪性新生物 ●その他および部位不明の悪性新生物 ●リンパ組織および造血組織の悪性新生物 <p>※「上皮内がん」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象となりません。</p>
急性心筋梗塞	<p>特約の責任開始期以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします(狭心症等を除きます)。
脳卒中	<p>特約の責任開始期以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭塞とします。

- 保険料のお払い込みを免除したとき、免除後も引き続き、以後の保険料のお払い込みが継続しているものとしてお取り扱いします。
- 保険料の払込期間が満了した後でも、その日を含めて60日以内であれば、急性心筋梗塞および脳卒中を原因として免除事由が生じたとき、既払込保険料相当額をお支払いします。
- 特約を付加するにあたり、費用が生じます。費用は被保険者年齢・性別によって異なります(この特約に解約返戻金はありません)。

※この特約を付加するとき、費用は主契約・特約(災害死亡給付特約)の保険料に上乗せしてお取り扱いします。

【既払込保険料相当額について】

- ご契約日からこの特約の免除事由該当日の属する保険料期間*の末日までの保険料と特約保険料の合計額が既払込保険料相当額となります。

*契約応当日から次の契約応当日の前日までの期間をいいます(保険料払込方法が月払の場合は月ごとの契約応当日、半年払の場合は半年ごとの契約応当日)。

- 既払込保険料相当額は、保険料払込方法が月払のご契約であったものとして算出します。

【この特約の注意点】

- 保険料払込期間が終身払のとき、本特約を付加することはできません。
- 保険金額等の減額が行われたとき、ご契約時から減額後の保険金額等であったものとして取り扱います。そのため、お支払いする既払込保険料相当額は、実際にお払い込みいただいた保険料の合計額よりも少なくなります。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

災害死亡給付特約

基本タイプ 費用がかかります

- 被保険者が次の支払事由に該当したとき、死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに加えて下記の保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払事由	受取人
災害死亡保険金	特約の責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故または所定の感染症を原因として死亡されたとき	死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	特約の責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故または所定の感染症を原因として所定の高度障害状態になられたとき	被保険者

※不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に該当された場合が対象となります。

- 特約保険料がかかります。特約保険料は被保険者の年齢・性別によって異なります。

※本特約は被保険者の満年齢が15~65歳の方が付加することができます。また、ご契約の保険料払込期間によって、別途制限されることがあります。

4 ご契約の諸条件

■保険期間:終身

■被保険者の契約年齢範囲(満年齢)

保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲	
	基本タイプ	介護タイプ
10年	0~65歳	6~65歳
15年		
20年		
25年		
30年		
55歳	0~45歳	6~45歳
60歳	0~50歳	6~50歳
65歳	0~55歳	6~55歳
70歳	0~60歳	6~60歳
75歳	0~65歳	6~65歳
80歳		
85歳		
終身払		

■保険料のお取り扱い

保険料払込方法	月払/半年払/年払		
最低保険料	月払:3,000円/半年払:18,000円/年払:36,000円		
保険料払込経路		初回保険料 (第1回保険料)	2回目以降の保険料
	口座振替扱	お振り込み	口座振替*1
	クレジットカード扱*2*3		クレジットカード決済
前納	<p>将来の保険料を前もってお払い込みいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険料を前納いただいた場合、所定の利率で保険料を割り引きます。 ●月払契約の場合は5回以上からお取り扱いします。 <p>※一度お払い込みいただいた前納保険料は、前納期間中に未経過分があった場合もお払い戻しをすることはできません(解約返戻金や保険金等をお支払いする場合、保険料のお払い込みを要しなくなった場合を除きます)。</p>		

■高額割引制度

ご契約の死亡保険金額が500万円以上の場合、保険料を割り引きいたします。

■保険金のお取り扱い

	基本タイプ	介護タイプ	
最高死亡保険金額	7億円	介護保険金割合10%	7億円
		介護保険金割合30%	3億3,330万円
		介護保険金割合50%	2億円
		介護保険金割合100%	1億円
最低死亡保険金額	200万円		
取扱単位	10万円		

※契約年齢によって異なります。
 ※介護タイプでは、介護保険金1億円がご契約の限度額となります。したがって、ご指定の介護保険金割合によって最高死亡保険金額が異なります。
 ※特に被保険者の契約年齢が満15歳未満の場合、お引き受けできる保険金額は1,000万円までとなります。
 また、他にご契約されている保険契約がある場合、別途制限することがあります。
 ※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

■死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族

⇒※ご契約内容(保険金額・保険料等)については、申込書または申込書控をご確認ください。

5 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

6 ご契約の解約と解約返戻金

- いつでも保険契約を解約・減額(一部解約)することができます。
- 解約返戻金があるとき、解約返戻金をお支払いします。
- ご契約から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額(一部解約)する場合、経過年数に応じた解約控除がかかります。

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

「注意喚起情報」はご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1

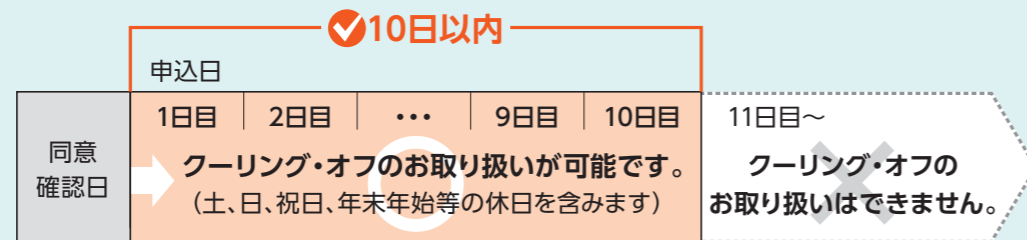
お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

• 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、書面または電磁的記録によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

※特別な条件が付き、特別条件承諾書にご署名いただいた場合でも、お申し込みの撤回等ができる期限は上記と同じです。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ



📧 郵送の場合、消印を基準とします。

• お申し込みの撤回等をされた場合、PGF生命にお払い込みいただいた保険料と同額をご返金します。

■お申し込みの撤回等の方法

• お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法と、電磁的記録による方法があります。

<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面(封書)の記載見本(例)

切手 1008964

PGF生命 行

私は下記契約の申し込みを撤回します。

氏名 ○○ ○○

住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

申込書番号 ○○○○○○○○○○

保険料返金先 ○○銀行 ○○支店
預金種目 ○○ 口座番号 ○○○○○○
口座名義人 ○○○○

●お申し込みの撤回等をする旨の明記

●自署

●申込書控に印字

●すでに保険料を払い込まれた場合

●送付先
〒100-8964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

10日以内の消印有効

東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当 宛

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。



ホームページよりお手続きください。

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>



• お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受領した日が10日以内まで有効
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効



以下の場合、お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。

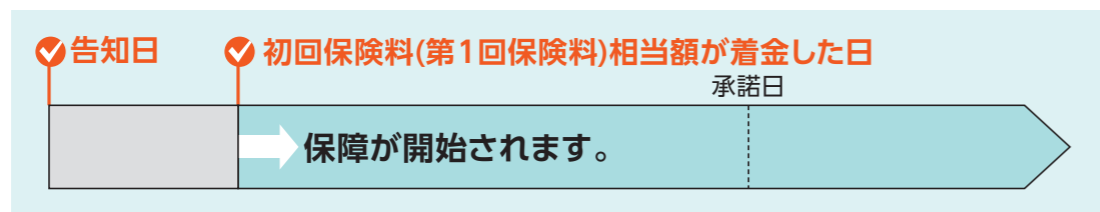
- 1 PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- 2 債務履行の担保のための保険契約である場合
- 3 既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2 告知義務について

- 健康状態・職業等をありのままに告知してください。
 - 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知書にて告知してください。
 - 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、**三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- 告知内容等の確認をさせていただくことがあります。
 - ご契約の申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引き受けさせていただく場合があります。
 - 傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。
- 告知義務違反の場合、ご契約または特約を解除することがあります。
 - **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返すことができません。**

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお支払い(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。
 - 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

- 代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。
 - 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
 - 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
 - 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合。
 - 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
 - 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日、復旧日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。
 - 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。*猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日)までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。
 - ただし、保険料のお払い込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息(複利)が加算されます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払い込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知(ご契約によっては診査)*と延滞保険料のお払い込み

*健康状態等により復活できない場合があります。

6 解約と解約返戻金について

- 解約されても払込保険料の全額が戻らないことがあります。
 - お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、**解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
 - 解約返戻金は、保険種類、契約年齢(被保険者)、性別、経過年数等によっても異なりますが、**特にご契約後短時間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

7 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
 - 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午/午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9 預金等との違いについて

- 「終身保険Neo」はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**

10 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**
 - **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

⇒くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

11 税務のお取り扱いについて

お払い込みいただく保険料について

- 1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。
※前納期間中に介護保険金の支払事由に該当するなど、保険料のお支払いが免除された場合を除きます。

保険料	対象
主契約(基本タイプ)	一般生命保険料控除
主契約(介護タイプ)	

※**介護タイプの保険料も一般生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。**

死亡保険金にかかる税金について

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) +住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は受取人が、保険料払込免除特約I型の既払込保険料相当額のお支払いは受取人である契約者が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

解約返戻金にかかる税金について

- 解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \frac{\{[\text{収入} - \text{必要経費}] - \text{特別控除}\}}{2} \times 1/2$$

(払込保険料等) (50万円)

- くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

（2022年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。）

12 保険金等のご請求について

- 保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：保険金請求専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。

- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。

- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。

- 被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

13 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口：PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp>)に掲載をしておりますのでご覧ください。

14 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。

- 契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関 「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

はじめりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるようにと洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

個人情報の取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係者・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

ズブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるズブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とズブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内

— 終身保険 —

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「ご契約のしおり・約款(Web約款)*」をおすすめしています。

*Web約款とは、PGF生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めを記載したことになります。



- いつでもホームページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

こちらから簡単にアクセス



URL

<https://www.pgf-life.co.jp/webby/1331.html>

URLや検索からアクセス

①PGF生命のホームページへアクセスしてください。

<https://www.pgf-life.co.jp/>



②トップページのWeb約款番号入力欄に「Web約款番号」を入力し、をクリックしてください。

Web約款番号

※この商品のWeb約款番号は **1331** です。

---- 「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは -----

お申し込み時に、申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申し込み時に「冊子を希望」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申し込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、PGF生命コールセンターへお申し出ください。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「生命保険証券(Web保険証券)*」をおすすめしています。お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約を付加された場合にこのサービスをご利用いただけます。

*Web保険証券とは、PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券」です。

*以下の場合には保険証券の電子化に関する特約は消滅し、書面での生命保険証券をお届けします。

- ・保険契約者が変更された場合
- ・PGF生命マイページの登録を解除された場合

*保険証券の電子化に関する特約は、お申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いになります。



- ご契約の成立後にお申し込み時に登録いただいたe-mailアドレスにPGF生命マイページへの登録をご案内します
- いつでもPGF生命マイページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 文字を拡大して閲覧ができます



「PGF生命マイページのご案内」はこちらからご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>



PGF生命のホームページからも新規登録ページやログインページにアクセスできます。

PGF生命

各種手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

